

半導体製造装置 法規制マップ

<影響度>
○：ほとんどの会員企業に影響あり
△：一部の会員企業に影響あり
×：ほぼ影響なし

<緊急度>
○：施行済み
△：1～2年以内
×：3年以降

免責事項 法規制マップの内容は、随時更新されます。ただし全ての情報を適時適切に更新することを確認するものではありません。

対応については、法律の原文をご確認の上、各社でご判断ください。

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	4	緊急度	担当委員会
001	All	現地語SDS/GHSラベル	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals の略。化学品の分類および表示に関する世界調和システム。化学物質の危険有害性の分類基準や、それを伝達するラベル、SDS(安全データシート)の内容を調和し、世界統一ルールとして提供すること。 ケミカル品輸出の際には各国の現地語でのSDS添付、GHSラベルの貼り付けが必要となる。	国際的に統一された有害性を示す絵表示が9種類定義されている。 各国毎に法規制の要求事項・許容濃度が違うため、各国毎の最新の制度・法規制に従う必要がある。各国の参照している国連文書のバージョンが異なる。 欧州：CLP規則（EC）No 1272/2008）を参照。 米国：危険有害性周知基準（Hazard Communication Standard:HCS）（29CFR § 1910.1200） 中国：危险化学品安全管理条例 中国語(簡体字)SDS、24時間対応の中国国内固定電話(現地語対応)による連絡先の記載義務 韓国：化学物質管理法、産業安全保健法、危険物安全管理法 SDSではなくMSDSと呼ばれる 2020/1/16 産業安全保険関連法規の改正施行により、有害・危険物質に関する作業でも雇用労働部長官の承認要。 2021/1/16より改訂版産業安全保健法で新たにMSDSを雇用労働部(産業安全保健公団：KOSHA)への提出する規定が設けられ、施行されました。 提出は製造・輸入する前に行う必要がありますが、本規定の施行日、すなわち2021年1月16日時点で既に製造・輸入している場合には、下記の猶予期間が設けられています(産安法施行規則2)第157条、雇用労働部令第272号(2019年12月26日公布)附則第9条)。 ①年間製造量が1,000トン以上：2022年1月16日(猶予期間終了) ②年間製造量が100トン以上1,000トン未満：2023年1月16日 ③年間製造量が10トン以上100トン未満：2024年1月16日 ④年間製造量が1トン以上10トン未満：2025年1月16日 ⑤年間製造量が1トン未満：2026年1月16日 台湾：危害性化学品標示及び通識規則 秘密保持のための非開示は申請が認められれば許可されるが、急性毒性区分1/2/3、皮膚腐食刺激性区分1、変異原性、発がん性、生殖毒性などに分類される場合は非開示とすることはできない。 条約を締結している加盟国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で規制することになっている。 EU：POPs規則 日本：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 韓国：残留性汚染物質管理法 台湾：毒性および懸念化学物質管理法 中国：2020年11月2日、優先管理化学物質一覧(第2/パッチ)が公布 新汚染物質管理行動計画に基づく重点管理対象新汚染物質リスト(2023年版) シンガポール：環境保護と管理法(ENVIRONMENTAL PROTECTION AND MANAGEMENT ACT(CHAPTER 94A)) ※)直近では、ストックホルム条約第11回締結国会議(COP11)が2023年5月に開催され、新たに3物質(デクロランプラス、UV-328、メトキシシクロル)が附属書Aに追加されることが決定された。 次回会議(COP12)は2025年4～5月に開催予定。	○	○	環境情報専門委員会
002	All	POPs条約 Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants (POPs))	正式名称は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 残留性有機汚染物質から人の健康と環境を保護することを目的とし、 (1)PCB等(附属書A掲載物質)の製造・使用・輸出入の禁止 (2)DDT等(附属書B掲載物質)の製造・使用・輸出入の制限 (3)非意図的に生成されるダイオキシン等(附属書C掲載物質)の削減等による廃棄物等の適正処理を定めている。	条約を締結している加盟国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の諸法令で規制することになっている。 EU：POPs規則 日本：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 韓国：残留性汚染物質管理法 台湾：毒性および懸念化学物質管理法 中国：2020年11月2日、優先管理化学物質一覧(第2/パッチ)が公布 新汚染物質管理行動計画に基づく重点管理対象新汚染物質リスト(2023年版) シンガポール：環境保護と管理法(ENVIRONMENTAL PROTECTION AND MANAGEMENT ACT(CHAPTER 94A)) ※)直近では、ストックホルム条約第11回締結国会議(COP11)が2023年5月に開催され、新たに3物質(デクロランプラス、UV-328、メトキシシクロル)が附属書Aに追加されることが決定された。 次回会議(COP12)は2025年4～5月に開催予定。	○	○	環境情報専門委員会
101	China	中国CCC	中国の認証制度。入力電力が36V以上で強制品目リストに挙がっているものが対象(漏電ブレーカ、ケーブルなどが対象)。対象となる部品は中国国内での販売が禁止。 認証品にはCCC マークを表示する。	CCC認証の実施対象となる品目は、「強制製品認証目録」に記載されている。2018年10月より、CCC認証製品目録に記載されている一部の製品については、製造者による「自己証明」による認証方式も選択できる。	○	○	EMC・安全法規制専門委員会 エネルギー効率利用専門委員会
102	China	改正中国版RoHS (電器電子製品有害物質使用制限管理弁法)	施行日：2016年7月1日 対象製品：中国国内で生産、販売、輸入を行う電器電子製品 対象物質： 1. 鉛およびその化合物 2. 水銀およびその化合物 3. カドミウムおよびその化合物 4. 六価クロム化合物 5. ポリ臭化ビフェニル(PBB) 6. ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE) 7. 国が規定するその他の有害物質 要求事項： ・環境保護使用期限の表示 ・製品中の有害物質名、含有量の明記 ・有害物質使用制限 ※1	2016年1月21日、中国の工業情報化部から中国RoHS版の改正版が公布された。改正法の名称は「電子情報製品汚染制御管理弁法」から「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」に変わり、白物家電も対象となった。同時に「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法の解説」も発行された。 ※1 有害物質使用制限目録(第1期)の施行。2019年3月15日。対象品目は以下 1. 冷蔵庫 7. フラックス 2. エアコンデショナ 8. テレビ 3. 洗濯機 9. モニタ 4. 電気温水器 10. パソコン 5. プリンタ 11. モバイル通信端末・携帯電話 6. コピー機 12. 固定電話 2024年6月29日に国家標準「電子電気製品における使用制限物質の限量要求(GB/T 26572)」が改正され、フタル酸エステル類(DEHP、BBP、DBP、DIBP)が制限対象物質に追加された(最大許容濃度0.1wt%)。2026年1月1日より施行予定。 ※追加情報：左記法令以外についても確認対応が必要な関連法令が整備されている。 例： 重点管理対象新汚染物質リスト2023年版(重点管控新汚染物清單)5) (2022/12/30公表、2023/3/1施行) 以下の物質又は物質群が指定されており、物質ごとに製造・輸入や使用等の禁止、適用除外用途、有害廃棄物の適正な管理措置等について示されている。 (i)POPs条約で規制対象となる残留性有機汚染物質 (ii)有毒汚染物質 (iii)内分泌攪乱物質 (iv)抗生物質 (v)禁止物質	○	○	環境情報専門委員会
103	China	中国REACH (新化学物質環境管理登記弁法)	新化学物質環境管理弁法として2010年10月15日施行。改訂版が新化学物質環境管理登記弁法として2020年4月29日公布、2021年1月1日施行。 新規化学物質に適用。新規化学物質とは、「中国現有化学物質名録」に記載されていない物質。 既存化学物質には適用しない。 新規化学物質として登記後5年間は「中国現有化学物質名録」には記載されないが、登記後、現在まで製造・輸入の実績がない場合は新法発行人日から5年後に収載される。 機密物質が存在し、該当確認に3,000円が必要。	「中国現有化学物質名録」による確認は各社の判断による。 46,856種類の物質のCAS番号、分子式等を示しています。 ※追加情報：左記法令以外についても確認対応が必要な関連法令が整備されている。 例： 重点管理対象新汚染物質リスト2023年版(重点管控新汚染物清單)5) (2022/12/30公表、2023/3/1施行) 以下の物質又は物質群が指定されており、物質ごとに製造・輸入や使用等の禁止、適用除外用途、有害廃棄物の適正な管理措置等について示されている。 (i)POPs条約で規制対象となる残留性有機汚染物質 (ii)有毒汚染物質 (iii)内分泌攪乱物質 (iv)抗生物質 (v)禁止物質	○	○	環境情報専門委員会
104	China	中国WEEE (廃棄電器電子製品回収処理管理条例)	・目的 資源の総合利用、循環経済発展の促進、環境の保護、人体の健康の保障 ・公布日/施行日 公布日：2009年2月25日、施行日：2011年1月1日 ・要求事項と仕組み 対象製品の製造・輸入時に、リサイクル費用が徴収される。※ 徴収したリサイクル費用は、廃棄電器電子製品処理基金(リサイクル基金)が管理し、リサイクル事業者の補助金となる。 ・対象製品：()内は1台当りのリサイクル費用 テレビ(13元)、冷蔵庫(12元)、洗濯機(7元)、エアコン(7元)、パソコン(10元) ※2024年1月17日、「廃電気電子機器処理基金の徴収停止関連事項に関する公告」が発表された。同公告によると、2024年1月1日以降、廃電気電子機器処理基金(リサイクル基金)の徴収は停止され、今後、回収処理業者への廃電気電子機器処理補助金は国家予算から支払われる。	2015年2月9日、中国の発展改革委員会から、対象製品追加の公告が出された。 追加された製品は、レンジフード、電気給湯器、ガス給湯器、プリンタ、複写機、ファクシミリ、モニタ、モバイル通信端末、電話機で、合計14品目となる。 施行日は、2016年3月1日からである。	×	○	環境情報専門委員会
107	China	エネルギー効率規制 GB 18613-2020 『電動機のエネルギー効率限界値とエネルギー効率クラス』 CEL 007-2021 『中小型三相誘導電動機エネルギー効率標識実施規則』	・GB 18613-2020 120W～1000kWの三相誘導電動機および120W～3700Wの単相誘導電動機が対象。規格内に記載のある3級以上に適合する必要がある。2021年6月1日より実施。 ・CEL 007-2021 上記規格中の三相誘導電動機0.75kW～375kWがエネルギー効率標識(ラベリング)の対象となる。2021年6月1日より実施。	電動機単体のみでなく、設備や機械に組み付けられたものも対象。 ・ラベリング 2021年6月1日以前に出荷された製品、または2021年8月1日以前に輸入された製品は、2022年6月1日までに表示することができる。	○	○	エネルギー効率利用専門委員会
201	EU	RoHS指令(2011/65/EU) Directive of the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment	電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)、フタル酸ジ-n-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)の使用を禁止。 許容濃度は均質物質あたりカドミウムが0.01重量%、その他が0.1重量%。 RoHS指令への適合性評価を実施する。 適合宣言書及び適合の根拠を明示する技術文書を作成する(10年間保管)。 適合している製品には、CEマークを貼付する。 対象製品カテゴリは以下の通り。 1)大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 2)小型家庭用電気製品(掃除機、アイロンなど) 3)情報技術・電気通信機器(パソコン、電話など) 4)消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど) 5)照明機器(ランプ類、照明制御装置など) 6)電気・電子工具(電気ドリル、はんだ用具など) 7)玩具・レジャー用品・スポーツ用品など(ビデオゲーム、スロットマシンなど) 8)医療関連機器 9)監視・制御機器 10)自動販売機など 11)その他の電気・電子機器(2019年7月22日から) ※(EU) 2015/863により、2019年7月22日から、フタレート(DEHP、BBP、DBP、DIBP)が禁止物質に追加された。(カテゴリ8、9は2021年7月22日から。)	以下の製品は適用範囲外。 a)兵器・武器 b)宇宙に送ることを目的として設計された機器 c)他の適用範囲外の製品に組み込まれる専用の機器 d)大型据付式産業用工具(LSSIT) e)大型固定設備(LSFI) f)人または貨物の輸送手段(電動二輪車を除く) g)工事・建設用などの可搬機械 h)電動型植え込み式医療機器 i)太陽光発電システム用の太陽電池パネル j)研究開発目的でB2Bでのみ入手可能なもの k)バイオリアルガン 半導体製造装置をLSSITとして適用範囲外とするかは、各社の判断による。	○	○	環境情報専門委員会
202	EU	WEEE指令(2012/19/EU) Directive of waste electrical and electronic equipment	電気・電子機器(EEE)に適用される。 対象は以下の通り。 ※カテゴリは2018年8月15日以降、10分類から6分類に変更となった。 1) 温度交換装置(冷蔵庫、エアコンなど) 2) スクリーン、モニタ、および表面積100cm ² を超えるスクリーンがある機器 3) 照明器具 4) 大型機器(外形寸法が50cmを超えるもの、但し、1～3に含まれるものは除く) 5) 小型機器(外形寸法が50cm以下のもの、但し、1～3および6に含まれるものは除く) 6) 小型の情報技術・電気通信機器(外形寸法が50cm以下のもの) WEEE指令加盟国およびEEEの生産者に対し、製品が廃棄される際に、その回収やリサイクルシステムの構築、費用負担を義務づける。 EEEの生産者(producer)に対しては以下を要求。 1)加盟国の所轄当局に登録 2)WEEE処理システムを構築 3)再利用、解体、リカバリーに考慮した製品設計 4)使用者やWEEEの処理施設に、WEEE指令で定められた情報を提供 5)WEEEの指定マークを製品に貼付	正当な理由があって、EU域外に出さなければならない場合(修理など)のクライテリア(基準)が明確でない。 以下の製品は適用範囲外。 a)兵器・武器 b)他の適用範囲外の製品に組み込まれる専用の機器 c)フィラメント電球 d)宇宙に送ることを目的として設計された機器 e)大型据付式産業用工具(LSSIT) f)大型固定設備(LSFI) g)人または貨物の輸送手段(電動二輪車を除く) h)工事・建設用などの可搬機械 i)研究開発目的でB2Bでのみ入手可能なもの j)使用済みとなる前に感染が予想される場合の医療用機器および体外診断装置および移植用医療用機器	○	○	環境情報専門委員会
203	EU	低電圧指令(2014/35/EU) Low Voltage Directive	電気機器(AC50V～AC1000V/DC75V～1500V)の安全要求、整合規格に沿った安全設計。 製品と製品に組み込むコンポーネントの個々が対象となる。 ①CEマーキングの製品への表示 ②EC適合宣言書の作成 ③技術文書の作成と保管(リスクアセスメント結果を含む) ※機械指令を適用する製品は低電圧指令を宣言しない。 [要求事項] 主な要求事項として、構成部品の選択、絶縁距離の設定、アースの取り方、ハウジングの剛性、難燃性材料の選択、銘板表示、温度上昇、漏れ電流等、感電・火災の危険に関連した規定内容となる。	IT機器(EN 60950-1)、Audio機器(EN 60065)規格がマルチメディア機器規格(EN 62368-1)へ統合され、移行の強制日が2020年12月20日となっている。過去に旧規格で適合済みの製品も、継続してEUへ上市する場合は、強制日までにEN62368-1への更新が必要。	○	△	EMC・安全法規制専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	4	緊急度	担当委員会
217	EU	紛争鉱物規則 Conflict Minerals Regulation	2014年3月5日、欧州委員会は紛争地域原産鉱物の責任ある取引に関する統合アプローチ案を公表、2015年5月、欧州議会が修正案を採択、2017年3月16日、欧州議会は「紛争鉱物資源に関する規則案」を採択。 2017年5月19日、紛争鉱物規則((EU)2017/821)が公布され、2017年7月9日発効。 2021年1月1日適用開始。 対象製品:金、スズ、タンタル、タングステンの鉱石、精鉱、未加工金属(バー、ロッド、ワイヤ等) 対象地域:武力紛争状態にある地域、紛争後の不安定地域 (CAHRAs: Conflict-Affected and High-Risk Areas) 対象者:対象製品のEUの輸入業者(製錬業者等含む)、EU域内のサプライチェーンの川下企業 対象者の義務: ①輸入業者はデュー・デリジェンスを実施。 ②輸入業者の情報開示 ③川下企業の、デュー・デリジェンスに関する情報提供	欧州委員会は、デューデリエンスのためのポータルサイトを設置している。 https://ec.europa.eu/growth/sectors/raw-materials/due-diligence-ready_en CAHRAsのリストも公開されている。このリストは四半期毎に更新されている。最終更新は2024年9月。 https://www.cahraslist.net/ 2020年12月にはCHARAs リストが公開された。このリストは四半期毎に更新されている。 最終更新は2022年6月。 https://www.cahraslist.net/	△	○	環境情報専門委員会
218	EU	コンピュータ効率規制 COMMISSION REGULATION (EU) No 617/2013	1)規則発効時(施行と同時に): Lot 6相当の要件(0.50W以下のモード、スリープ以下の電力管理機能) 2)第1段階(2014年7月1日より): TEC値はENERGY STAR Ver5よりも若干厳しい(0.9倍)など 3)第2段階(2016年1月1日より): TEC値はENERGY STAR Ver5よりも厳しい(0.75倍)など ⇒コンピュータの技術要件は、TEC値(年間総エネルギー消費量[kWh/年]:E_TEC)、スリープ電力、低電力モード電力、オフ電力、内部電源効率、パワーマネジメント機能など、全て基準を満たすこと。 ⇒小型サーバ、コンピュータサーバなどの技術要件は内部電源効率に限定。	『制御用、組込用コンピュータ、コンピュータサーバは対象外。』 Lot.3規則“(EU)No.617/2013”の前文(2)に「オフィス機器に関する実施措置を導入する」とあり、規制採択の前提にあるのは、「オフィス機器」(最終製品)としてのコンピュータおよびコンピュータサーバと記されていると読めるため。	×	○	エネルギー効率利用専門委員会
219	EU	COMMISSION REGULATION (EU) 2016/2281 ecodesign requirements for air heating products, cooling products, high temperature process chillers and fan coil	空調機、高温プロセスチラー、ファンコイルを対象とするエネルギー効率規制。 プロセスチラーについては、SEPR(seasonal energy performance ratio)値での効率規制が設定されている。 チラーの分類 ・低温チラー(−25℃のブライン製造用) ・中温チラー(−8℃のブライン製造用) ・高温チラー(+7℃の冷却水製造用)	高温チラーが半導体製造装置には多く使用されている。SEPR(seasonal energy performance ratio)外気温を考慮した効率算定を適用する事は適切ではないと考えられるが、 『7℃以下の冷却水を発生する能力のあるチラーは、SEPR値での効率規制対象となる。』と云う規制内容では、半導体製造装置に使用されるチラーは、規制対象外とは言いきれない。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
220	EU	廃棄物枠組指令(2008/98/EC)改正令(EU)2018/851	廃棄物規制の基本原則を定めたもので、廃棄物の発生抑制を目的とし、再使用の推奨、重要原料を含む製品の廃棄防止等を定めている。 2018年6月14日、EUから廃棄物枠組指令(2008/98/EC)の改正版((EU)2018/851)が公布 2021年1月5日以降、REACH規則第33条で定められている成形品中のSVHCの情報伝達内容をECHAに提出すること(第9条1項(i))	・SVHCの情報伝達は製品含有懸念物質データベース(SCIP)で行う SCIP: Substances of Concern In articles, as such or in complex objects (Products) ・SCIPデータベースの登録対象は、認可対象候補リストに掲載されたSVHCが0.1wt%を超える含有がある成形品、その成形品の複合品および製品 ・登録する情報は、成形品の名称(Article name)、識別子(Primary article identifier)、成形品カテゴリ(Article category)、EU域内製造(Production in the EU)、安全使用情報(Safe use instructions)、SVHC物質情報(Candidate list substance)、含有濃度範囲(Concentration range)、材質カテゴリ(Material category) ・成形品の複合品および製品の場合は、製品の下部構成(Complex object component)の情報が必要	○	○	環境情報専門委員会
251	UK	EU CEより移行 (EUの各CE指令に相当)	EU離脱により、CEマーキングから外れ、UKCAマーキング規制を導入。 ・基本的に各CE指令がそのままUKの法規になっている。 ・UKCAマーキングの表示が必要。 ・その他表示義務や、適合宣言書・技術文書の作成・保管義務などはCEと同様。	・2021年1月1日施行(移行期間:2021年12月31日まで) ⇒移行期間:2024年12月31日午後11時まで延期 ・BS規格での適合宣言が必要。 ⇒EN規格での適合宣言が可能 ・UKCAマーキングなど、CEからの一部表示変更が必要。 ⇒2027年12月31日午後11時まで、製品に貼付されたラベルまたは製品に添付された文書にUKCAマークを付けることが可能。 ・UKに所在するNBによって発行された認証書は、2021年1月1日よりEU向けには無効となる。 ⇒EU内の適合評価機関の適合性評価認可証は2024年12月31日午後11時まで有効。本適合性評価に基づき、UKCAマーキング可能。認可証の有効期間が2027年12月31日までとどちらか早いほうまで有効	△	○	EMC・安全法規制専門委員会
252	UK	UK RoHS The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment (Amendment) Regulations 2021 No. 422	・EUを離脱した英国において2021年1月1日より導入された英国版RoHS。 ・対象国は、グレートブリテン(イングランド、ウェールズ、スコットランド)。北アイルランドはEU RoHS規則が引き続き適用される。 ・規制の内容は、EU RoHS規則に基づいている。 対象化学物質 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール(PBB)、ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)。 許容濃度は均質物質あたりカドミウムが0.01重量%、その他が0.1重量%。 対象製品カテゴリ 1)大型家庭用電気製品(冷蔵庫、洗濯機など) 2)小型家庭用電気製品(掃除機、アイロンなど) 3)情報技術・電気通信機器(パソコン、電話など) 4)消費者用機器(ラジオカセット、ビデオカメラなど) 5)照明機器 6)電気・電子工具 7)玩具など 8)医療関連機器 9)監視・制御機器 10)自動販売機など 11)その他の電気・電子機器 ・UK RoHSでは、様々な手続きを英国単独で行う必要がある。 特に、適用除外の付与、更新、取消については、手間もコストも負担増となっている。 ・適用除外について 期限は8)医療関連機器、9)監視・制御機器は7年、それ以外は5年。 期限を延長するためには期限到達の18ヶ月前までに更新申請を提出する必要がある。 (申請費用に関する法案は2023/4/6施行。1件当たり£39,721(約680万円)が申請者負担となる。) ・UKCAマークの貼り付け。 2024年5月に、The Product Safety and Metrology etc. (Amendment) Regulations 2024 No.696が成立し、RoHS 規則やエコデザイン規則を含む21法令の対象製品についてはCEマーキングの使用が無期限で認められるようになった(施行日:2024年10月1日)。 ・UK RoHS指令への適合性評価の実施する。 適合宣言書及び適合の根拠を明示する技術文書の作成(10年間保管)。	・2012年RoHS規則の附則A2(適用除外リスト)に記載される各種照明器具中の水銀に関する複数の適用除外を廃止、または更新する決定を2023年2月1日に下した。 https://www.gov.uk/government/publications/restriction-of-hazardous-substances-rohs-determinations-on-exemption-applications/rohs-exemption-applications-secretary-of-state-determinations	△	○	環境情報専門委員会
253	UK	UK REACH The REACH etc. (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2020 No.1577	・EUを離脱した英国において2021年1月1日より導入された英国版REACH。 ・対象国は、グレートブリテン(イングランド、ウェールズ、スコットランド)。北アイルランドはEU REACH規則が引き続き適用される。 ・UK REACHの規制当局は、安全衛生庁(HSE)となる。 ・規制の内容は、EU REACH規則に基づいている。 グレートブリテンにて年間1トン以上の化学物質を生産または輸入する企業はUKでのシステム「Comply with UK REACH」への登録が必要。 なお、登録における化学物質の全てのデータの提出には、その取り扱い量により登録期限が決められている the REACH (Amendment) Regulations 2023 (No.722)が2023年7月19日に施行経過措置が設けられ、登録者の情報提出期限を当初期限より3年延長とした。 ・年間1,000トン以上:2021年10月28日から2年間 ➡2026年10月27日まで ・年間 100トン以上:2021年10月28日から4年間 ➡2028年10月27日まで ・年間 1トン以上:2021年10月28日から6年間 ➡2030年10月27日まで また、有害特性のある物質については、別途、以下のように定められている。 《登録期限:2021年10月28日から2年間》➡《登録期限:2026年10月27日まで》 ・発がん性、変異原性、生殖毒性物質(CMR):年間 1トン以上 ・水生生物非常に強い毒性(急性・慢性)物質:年間 100トン以上 ・高懸念候補物質(SVHC)(2020年 12月 31日時点) ➡(2023年12月31日時点) 《登録期限:2021年10月28日から4年間》➡《登録期限:2028年10月27日まで》 ・高懸念候補物質(SVHC)(2023年 10月 27日時点) ➡(2024年1月1日から2026年 10月 27日までの期間に追加される物質)	・詳細はHSEのHPを参照のこと (https://www.hse.gov.uk/reach/about.htm)	△	○	環境情報専門委員会
301	Korea	化学物質の登録および評価等に関する法律(韓国化評法、K-REACH)	化学物質および有害化学物質含有製品の有害性・危害性に関する情報を活用して、健康や環境を保護する目的で定められた法律 新規化学物質、既存化学物質の登録・申告 ・製造者もしくは輸入者もしくは代理人は年間1トン以上のすべての新規化学物質および登録対象既存化学物質について、国立環境科学院に登録申請資料を提出しなければならない。また年間1トン未満の新規化学物質は申告が求められる。 有害性審査および有害性評価、危害性評価 ・国立環境科学院で有毒物質に該当するか否かを評価される。 ・製造または輸入量が年間10トン以上もしくは、有害性評価の結果で危害性評価が必要となった物質は、危害性評価を行い、認可物質及び制限禁止物質に指定される。 化学物質の情報提供 ・登録された化学物質またはこれを含む混合物の譲渡者は、登録番号(新規化学物質の場合は省略可)、物質名、危険有害性情報、取扱情報等提供しなければならない。 ・構成成分や含有量の情報が営業秘密に該当すると認められる事項は含まなくてよい(有害化学物質は営業秘密の対象外)。 有害化学物質含有製品の申告および危害憂慮製品 ・製品中に有害化学物質(有毒物質、許可物質、制限物質、禁止物質、その他の危険有害性物質)が規定濃度以上含有している場合、含有化学物質の名称、含有量等を申告しなければならない。 ・洗浄剤や防虫剤など人や環境に危害があると憂慮される危害憂慮製品が指定されている。 重点管理物質 ・製品(混合物)に含有する重点管理物質が0.1%を超過かつ年間1tを超過した場合、生産者又は輸入者は、重点管理物質の物質名、含量等を申告しなければならない。 ・申告した重点管理物質含有製品を譲渡する者は、重点管理物質の名称、用途、条件等の情報を譲渡者に提供しなければならない。 ・重点管理物質は、環境部長官が定めて告示する物質で、CMR物質又は内分泌かく乱物質、高蓄積性で長期残留性物質、臓器毒性物質(肺、肝臓、心臓等)、左記3項目と同等の毒性の物質。	I. 既存化学物質の登録に関して 韓国既存化学物質リスト(KECL) https://www.chemradar.com/tools/cis/inv/6491044fe7fff39f787bb767 以下については登録猶予期間が設けられている。 ・環境部長官により指定および告示される年間1t以上の発がん性、変異原性、生殖毒性の恐れがある既存化学物質(CMR物質)、年間1,000t以上の既存化学物質 2021年12月31日まで(猶予期間終了) ・年間100t以上1,000t未満の既存化学物質 2024年12月31日まで(猶予期間終了) ・年間10t以上100t未満の既存化学物質 2027年12月31日まで ・年間1t以上10t未満の既存化学物質 2030年12月31日まで II. 新規化学物質の登録・申告に関して 新規化学物質の登録については、年間100kg以上から年間1トン以上へ、申告については、年間100kg未満から年間1トン未満へ引き上げられた(2025年1月1日以降の登録・申請より適用)。	△	○	環境情報専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	4	緊急度	担当委員会
302	Korea	化学物質管理法(化管法、CCA)	化学物質による国民の健康被害および環境上の危害、化学事故等を予防するための化学物質の適正管理を目的で定められた法律 化学物質確認制度 ・化学物質の製造輸入前に、製造者もしくは輸入者が既存化学物質であるかどうかを確認し、化学物質確認明書を環境部長官(韓国化学物質管理協会(KCMA)が代行)に提出して、化学物質確認証明書を発行してもらわなければならない。 届出者:化学物質を製造／輸入しようとする者(輸入代行者に委託した委託者) 化学物質により、販売、貯蔵、運搬、使用などにとも申請等が発生する。 届出を要する物質 1) 有害化学物質 ① 有毒化学物質:製造輸入申告、営業登録、製造輸入実績報告等 ② 許可物質:営業許可、輸出承認、実績報告等 ③ 取扱い制限・禁止化学物質:営業許可、輸出承認、実績報告等 ④ 事故対備化学物質:対象物質の報告、調査結果を公開 (2) 排出量調査対象物質 (新規化学物質の届出は化学物質の登録及び評価に関する法律に移管されている) 有害化学物質の表示 ・有害化学物質の容器や包装の表示をしなければならない。詳細は「化学物質の分類および表示等に関する規定(2014-45号)」で規定されている。 化学事故の対応 ・引火性等物理化学的危険性が高い物質等を事故対備物質として指定。事態防除計画を作成し、提出しなければならない。		△	○	環境情報専門委員会
303	Korea	KC/KCs	KC: EMCの要求でヨーロッパのCEマーキングとほぼ同じ製品群に適用され、産業機器にも適用される。 KCs: 産業ロボットや切削機、研磨機、高所作業台、人体保護具等に対する安全規格で、適用範囲は限定される。	KC: 法規制解釈が変更となったが、韓国ユーザ自身が理解していないケースもあるので、第3者機関へ確認することを推奨する。 特定の産業機器に対する規制免除の改訂案が発行されている。採択されれば、条件を満たす産業機器は認証/登録不要となる。 KCs: ・ガントリ/タイプのロボットに非プレス機、適用であるが、多軸ロボットには 適用される。	○	○	EMC・安全法規制専門委員会
304	Korea	Motor Regulation KS C 4202	2011/1～ 対象: 0.75～200kW(2.4極)、0.75～160kW(6極)、0.75～110kW(8極) 規制:IE2 IE3クラス規制適用予定 ・2015年10月37kW以上200kW未満 ・2016年10月200kW以上375kW以下 ・2018年10月0.75kW以上37kW未満	認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率値の表示も必要。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会
305	Korea	生活化学製品および殺生物剤安全管理に関する法律 K-BPR	施行日:2019年1月1日 対象製品:全ての生活化学製品と殺生物製品(農薬や食品、医薬品など、他の法規制で規制されているものの一部例外を除く) 要求事項:(注記:本業界に影響がありそうな殺生物製品等に関する要求事項のみ列記) 1. 殺生物質の製造・輸入者は、殺生物質に対して物質承認を受ける。 なお、2018年12月31日以前に韓国国内で流通している殺生物製品に含まれている殺生物質の製造・輸入者は、該当する殺生物質が承認給予対象既存殺生物質と指定・告示された場合には、その承認猶予期間中は承認を待たずに製造・輸入できる。 2. 殺生物製品の製造・輸入者は、殺生物製品の製品承認を受ける。 また、殺生物製品に使用された殺生物質の成分、殺生物製品の使用による危険性及び応急措置方法などを、購入者がわかりやすいよう殺生物製品の外側に表示する。 3. 殺生物処理製品の製造・輸入者は、殺生物処理製品に製品承認を受けた殺生物製品のみを使用すること。 有害生物の除去などに対する効果・効能を購入者に知らせる場合には、使用された殺生物製品の危険性及び取扱いの注意事項を、購入者がわかりやすいよう殺生物処理製品の外側に表示する。	https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%83%9D%ED%99%9C%ED%99%94%ED%95%99%EC%A0%9C%ED%92%88%EB%B0%8F%EC%82%B4%EC%83%9D%EB%AC%BC%EC%A0%9C%EC%9D%98%EC%95%88%EC%A0%84%FA%B4%80%EB%A6%AC%EC%97%90%FA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0	△	○	環境情報専門委員会
401	Taiwan	毒性および懸念化学物質管理法(TOCCSA)	目的:毒性化学物質による環境汚染の防止。人の健康被害の防止。 既存化学物質、新規化学物質等について申告・登録を義務付けている。 1)対象物質:既存化学物質、新規化学物質、毒性化学物質、懸念化学物質 2)申告者: 新規化学物質等の製造又は輸入を行うとする国内外の法人 3)申告内容: 一般新化学物質、CMR、低懸念ポリマーで登録方法が異なる 例:一般新化学物質 少量登録 ～100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 簡易登録 100kg～1t/y未満 少量登録+有害性分類および表示、安全使用情報、物理化学特性 標準登録 1t～1000t/y未満 簡易登録+健康毒理情報、生態毒理情報 既存化学物質については年間100kg以上での登録を義務付けている。 (100kg未満の事前申請も可能となっている) なお、天然物質や成形品、商業用途ではない不純物・副生成物等に対しては適用されない。	①営業機密等でCAS.Noが開示されない場合は化学物質メーカー側から直接、届出をしてもらう必要あり。その届出情報の場合は情報が保護される。また、その場合は台湾内に連絡人が必要。 ②届出漏れなどで、既存物質として登録されなかった場合は新規化学物質としての取扱を受ける。 2019年1月16日に「毒性化学物質管理法」が改正され、「毒性および懸念化学物質管理法」として公布された(総統令第10800005221号)。今回の法改正は、管理すべき物質数を増やし、事故処理の強化、協力体制の構築および将来的な財政考慮など、全体的に補強する内容となっている。 台湾の行政院環境保護署毒物化学物質局は2021年8月20日、「毒性および懸念化学物質管理法」の下位規定である「懸念化学物質の指定および取扱いに関する管理事項」の改正を官報公示し、施行した。改正により、懸念化学物質として新たに硝酸アンモニウム(Ammonium nitrate、CAS番号6484-52-2)とぶっ化水素(Hydrogen Fluoride、CAS番号7664-39-3)の2物質が追加された。 2物質は懸念化学物質に指定されたことにより、事前の許可やラベル添付、記録管理、定期報告などの義務が課されるとともに、オンライン取引や未許可事業者による取扱いが禁止される。 行政院環境保護署は、2021年11月23日、「毒性および懸念化学物質管理法」の下位法である「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」の改正版を公布し、施行された。 主な改正内容は、新規化学物質の簡易登録及び少量登録の登録有効期間および情報保護期間の2年から5年への延長や提出項目の軽減などである。	△	○	環境情報専門委員会
402	Taiwan	職業安全衛生法 (新化学物質登記管理弁法)	2014年12月31日労働部により「新化学物質登記管理弁法」が制定。2015年1月1日施行 2021年11月27日改正(新規化学物質の「簡易登録」や「少量登録」の登録有効期間やCBI(営業秘密情報)の保護期間が5年間に延長された。) 職業災害を防ぎかつ労働者の安全および健康を保障するために制定されている。 1)対象物質:中央主管機構がウェブサイトで公告した化学物質リストに記載されていない物質が新化学物質 2)申告者:国内で設立している会社 3)申告内容: 一般新化学物質、CMR、科学研究、低懸念ポリマーで登記方法が異なる 例:一般新化学物質 少量登記 ～100kg/y未満 登録人および物質識別の基本情報、物質製造、用途および暴露情報 簡易登記 100kg～1t/y未満 少量登記+有害性分類および表示、安全使用情報、物理化学特性 標準登録 1t～10t/y未満 簡易登記+健康毒理情報 標準登録 10t～100t/y未満 簡易登記+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価 標準登録 100t～1000t/y未満 簡易登記+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価+リスク評価 標準登録 1000t～/y 簡易登記+健康毒理情報、有害性評価、暴露評価+リスク評価 SDS/ラベルの提供義務についても規定されている。	以下のいずれが該当する場合、本登記弁法は適用されない。 ・天然の物質 ・試運転する機械あるいは設備に伴う化学物質 ・反応槽あるいは製造プロセス中の化学反応による分離できない中間体 ・国防目的の化学物質 ・税関監督管理下の化学物質 ・廃棄物 ・商業用途ではない副産物あるいは不純物 ・混合物。ただし、混合物中の個別の化学組成は本登記弁法に適用 ・成形品 ・2%ルールに適用のポリマー ・他の法律で所管される化学物質。 ・中央主管機関が指定した適用しない物質(ガラス、プリント、銅製品等) SDSの営業機密については当局により認められれば成分を非開示と出来るが、国家標準CNS15030に規定された有害性の区分(発がん性、生殖毒性等)を持つものについては非開示が認められない。	△	○	環境情報専門委員会
403	Taiwan	BSMI	半導体製造装置に付属される一般市販のLCDモニターやキーボード、マウスといった情報処理装置および付属品はBSMIの対象となる。 なお非対象製品である産業機器の製品内部へ搭載し単独使用できない場合は非対象となりますが、保守部材単位での発送時には対象になる可能性がある。(HSコードで対象/非対象を判断)	PC類が付属される製品で、単独で使用する製品構成の場合には注意	△	○	EMC・安全法規制専門委員会
404	Taiwan	台湾RoHS	台湾の商品検査法が改正されRoHSの要求が追加された。 対象製品は、CNS15663第5節(含有標示)に従い、「商品検査標識」及び対象物質に対する「使用制限物質含有状況」の表示が必要 公布:2015年12月29日 対象物質:鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE 閾値:カドミウム:0.01重量%、その他物質:0.1重量% 対象製品:パソコン、プリンタ、コピー機、TV、ディスプレイ、パソコン用モニター、プロジェクタ、ネットワークマルチメディアプレーヤ 施行日:2017年7月1日	公布後、以下の対象表追加が追加されている。 ・ウォーターディスペンサ ・配線用プラグ、電源コード等7製品 ・PC付属機器、AV機器等92製品 ・安定器内蛍光管 ・台所用品、暖房器具等、63製品 ・モーター、遮断器等の電機類、32製品 ・飲料水供給器 ・電源アダプタ、電動スクーター用充電器等、5製品 ・空調器、照明器具、8製品 ・プリンタ、コピー複合機 ・電動自転車バッテリー ・自動車シガーライター用電源供給器 ・リチウム蓄電池機器 ・電力変換システム 2022年5月台湾RoHS規制対象製品の検査規定改正。検査規定改正後の検査標準は2022年2月22日より施行された。改正前の検査標準は、2024年1月1日以降、その適用を終了する予定。「適合性宣言」が適用される製品の場合、2025年1月1日以降、同宣言書は効力を失うので、2024年12月31日までに、改正後の規定に基づき適合宣言書に改めて署名を行う必要がある。(半導体製造装置では、その対象製品には含まれていない。)	△	○	環境情報専門委員会
501	U.S.	紛争鉱物 Conflict Minerals Regulation	2010年7月21日に成立した金融規制改革法(ドッド・フランク法)の第1502条に規定。 目的:1996年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国及び周辺9か国の武装集団の資金源を絶つこと。 要求事項:米国に上場している企業であって、コンゴ民主共和国及びその周辺9か国産の紛争鉱物(金、すず、タンタル、タングステン)を生産または委託生産される製品の「機能又は生産に必要」である企業に対し、当該紛争鉱物の原産国や当該紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり紛争地域での人権侵害等に寄与していないこと等を確認するため、米国証券取引委員会(SEC)に紛争鉱物使用状況に関する情報を開示する事を義務づけ。	米国上場企業は、1月1日～12月31日を対象として、毎年5月31日までにSEC(米国証券取引委員会)に報告書を提出する必要がある。 顧客が米国上場企業である場合は、自社が非上場企業であっても、顧客要求により3TG使用有無及び原産国調査、サプライチェーンのデューデリジェンスの確認が必要な場合がある。 調査票としてCMRT(Conflict Minerals Reporting Template)を使用されるケースが多い。	○	○	環境情報専門委員会
502	U.S.	TSCA Toxic Substances Control Act (有害物質規制法)	目的:有害な化学物質が人の健康または環境に不当なリスクを及ぼすのを防止するために 米国における化学物質の製造・加工や米国への化学物質の輸入を規制。 1977年施行。EPAの規制権限の強化等を目的に2016年6月22日改正 所管当局:環境保護庁(EPA) 対象外:他の法律によって規制される食品、医薬品、化粧品、農業など 1. 既存化学物質 TSCAインベントリ(既存化学物質リスト):1975年以降に製造、輸入または加工された化学物質が収録されている。インベントリに収録されていない化学物質は通常「新規化学物質」とみなされる。(非公開部分もあるので収録されていない場合はEPAに確認) 2. 新規化学物質 ・製造前通知(PMN):インベントリに記載されていない新規化学物質の製造・輸入を予定している事業者は、その化学物質を米国で製造等を開始する90 日前までに、PMNをEPAに提出する必要がある ・重要新規利用規則(SNUR):SNURに該当する化学物質を製造・輸入・加工する場合は、その化学物質ごとに制定された要件を遵守する必要がある。その要件を遵守できない場合は製造等を開始する90 日前までに、「重要新規利用届出(SNUN)」をEPAに提出する必要がある。 ただし、成形品に含まれている場合、届出が免除されるが、成形品の一部として化学物質がSNUR指定されている場合は、SNUR要件としてその免除が取り消される場合がある。 EPAにより、TSCAインベントリの更新が継続的に実施されているため、確認が必要。 PMN免除規定 ・少量免除:年間10トン以下(30日前までに免除届出の提出が必要) ・環境放出または人への暴露が低い物質免除(30日前までに免除届出の提出が必要) ・試験販売免除(45日前までに免除申請の提出が必要) ・ポリマー免除(最初の製造の翌年の1月31日までに免除報告書(製造業者の名称・製造された物質の数)の提出が必要) ・R&D目的免除(免除届出・申請の提出は不要) 2024年10月22日に「40 CFR Part 705 特定のペル/ポリフルオロアルキル物質に関する報告要件及び記録保管要件」のウェブサイトである「TSCA Section 8(a)(7) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances」に「報告期間の更新(Update to Reporting Period)」の項を新設、「§ 705.20 報告する時期」に定める報告期間を8ヶ月後に延期することが通知された。	EPAにより、TSCAインベントリの更新が継続的に実施されているため、確認が必要。 PMN免除規定 ・少量免除:年間10トン以下(30日前までに免除届出の提出が必要) ・環境放出または人への暴露が低い物質免除(30日前までに免除届出の提出が必要) ・試験販売免除(45日前までに免除申請の提出が必要) ・ポリマー免除(最初の製造の翌年の1月31日までに免除報告書(製造業者の名称・製造された物質の数)の提出が必要) ・R&D目的免除(免除届出・申請の提出は不要)	△	○	環境情報専門委員会
504	U.S.	Motor Regulation NEMA MG-1 12-12	2010/12～ 対象:0.75～150kW(1～200HP) 規制:NEMA Premium (IE3)	認証制度があり、認証ラベルの貼付が必要。認定番号や効率値の表示も必要。	△	○	エネルギー効率利用専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	4	緊急度	担当委員会
505	U.S.	米国カリフォルニア州 バッテリー充電システム省工本規制	2017/01/01～ 対象： バッテリバックアップ、及び、無停電電源充電器 非消費者向け製品 米カリフォルニア州で販売されるバッテリー充電システム、及び、バッテリー充電機能を持つ装置、且つ、施行日以降に製造されたもの。 要件： ・技術要件： バッテリ容量に応じた”充電時＋満充電維持の際の24h積算電力量(Wh)”など。 ・表示要件： 充電器の銘板、又は、梱包箱とマニュアルにBCマークを表示。 ・試験／申請： 当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。	・表示要件： 充電器の銘板、又は、梱包箱とマニュアルにBCマークを表示。 ・試験／申請： 当局認定の第三者試験所で試験し、加州当局へ申請。 適合しない場合は、カリフォルニア州で販売禁止。	○	○	エネルギー効率利用専門委員会
506	U.S.	FDALレーザー規制 RCHSA Radiation Control for Health and Safety Act CFR Title21 Part1040	目的：危険なレベルの電離放射線（レーザー含む）を発生する製品の米国への輸入・販売を規制する 要求事項： レーザー製品またはレーザーを組み込んだ装置を米国に輸出・販売するものは、その製品または装置が21CFR Part 1040.10の要求事項を満たすことを示す書類をFDAに提出しなければならない。 管轄：FDA U.S. Food and Drug Administration (米国食品医薬品局)	FDAは申請書類を受領し、内容確認後accession numberを申請者へ連絡する。Accession numberは通関時に必要。 申請者は年一回annual reportの提出を要求される。 申請内容、送付先等については、以下のガイドを参照のこと。 http://www.fda.gov/downloads/AboutFDA/ReportsManualsForms/Forms/UCM081582.pdf	△	○	EMC・安全法規制専門委員会
507	U.S.	電気安全規制 (労働安全衛生基準: 29 Code of Federal Regulation Part 1910 Subpart S等)	労働環境で使用されるものを対象とした電気安全規制。 ①大量生産品：UL規格等に適合させ、認定試験所であるNRTL(UL, CSA等)から認証を取得。 ②非大量生産品：NFPA70, NFPA79等に適合させ、1台毎に州や市の指定機関の適合評価を受けて、フィールドラベルを貼付。	左記②は、州や市によって若干規制内容が異なる場合がある。 非大量生産品について、フィールドラベルのみではなく、Limited Production Certification (LPC)というサービスを開始	○	○	EMC・安全法規制専門委員会
508	U.S.	連邦規制 47 CFR Part 15, 18 FCC(連邦通信委員会)	Part15 サブパートB 9kHz以上のTiming信号またはPulseを発生させる回路を内蔵する機器（デジタル機器）が対象 Part15サブパートC 電波放射を目的とする機器が適用で、無線LAN、無線電話等が対象 Part18 産業用、科学、医学などの目的で無線周波エネルギーを局部的に使用する機器（周波数9kHz～3THz範囲）ISM機器（例：工業用加熱装置、超音波利用装置、局部的にRFエネルギーを発生する装置等）	Part 15B ・情報処理装置が対象機器例として挙げられているが、デジタル機器が対象機器に含まれているため半導体製造装置も対象 ・装置認可手順SDoCの場合、責任者が米国内に必要 Part18 半導体製造装置であっても、ISM機器として位置づける装置は対象となる場合がある FCC規則：Report & Order FCC 22-84に基づき、装置認可手順において、CertificateおよびSDoCにおいて、現地代理人を指定することが要求される。 詳細については以下、URLを参照。 ●FCC 22-84 Final Rule https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/06/2022-28263/protecting-against-national-security-threats-to-the-communications-supply-chain-through-the ●FCC KDB 986446 https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?switch=P&id=325672	○	○	EMC・安全法規制専門委員会
602	Canada	特定有害化学物質禁止規則 Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations	(特定有害化学物質禁止規則2012の概要) カナダの化学物質規制に関する中心的法律であるカナダ環境保護法1999(Canadian Environmental Protection Act,1999: CEPA1999)の附表1の有害物質リストに指定されている。 (特定有害化学物質禁止規則2012の要求事項) 本規則の附表1/2の各パートに収載される有害物質及びその含有製品の製造、輸入、使用、販売、販売を禁止。 ※ただし、適用除外が条件付きで多く存在する。 カナダ環境省は、2022年5月14日に「特定有害物質禁止規則2012」の改訂版となる「特定有害物質禁止規則2022」が提案された。 (改訂目的) ①本規則での既禁止物質(PFOS、PFOA、LC-PFOA、HBOD、PBDE)及びその含有製品の製造、使用、販売、輸入に加えて、デクロランプラス(DP)およびデカブロモジフェニルエタン(DBDPE)の製造、使用、販売、輸入を制限する ②既禁止物質とその含有製品の禁止や例外規定の記載場所の整理。※現在、CEPA1999と、特定有害物質禁止規則の本文／一覧表に分散して規定されている状態の整理、及び再定義、単純化等。	・1999年カナダ環境保護法 https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/canadian-environmental-protection-act-registry/publications/canadian-environmental-protection-act-1999.html ・特定有害物質禁止規則2012 https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-2012-285/page-1.html ・特定有害物質禁止規則2022 https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-05-14/html/reg2-eng.html ※2012年特定有害物質禁止規則（現規則）を廃止して置き換える目的で提案され、改訂版として案が公表されている。 ※ 2024年11月現在、2022年規則は公表されていない	△	△	環境情報専門委員会
603	Canada	GHS 作業場危険有害性物質情報制度 WHMIS (Workplace Hazardous Materials Information System)	危険有害性製品法 (HPA)と管理製品規則 (CPR)により、作業場で使用される危険有害性物質を規制物として分類し、輸入の条件として、ラベルと製品安全データシート (Safety Data Sheet: SDS) の添付を要求される。 1. 規制対象物 規制対象物は、高圧ガス、可燃性物質、酸化性物質、毒性および人体を損ねる物質、腐食性物質、反応危険性が高い物質の6種類のいずれかに入る製品・原料である。爆薬、化粧品、医薬品、食品、殺虫剤、放射性物質、有害廃棄物、特定の消費者用化学品などは規制対象外。 2. ラベル表示 ラベル表示は、英語とフランス語の両方で記載が必要。ラベルの記載内容は、製品名、供給者名、SDS入手可能という記述、危険を表象するシンボル、発生可能な危険を示す用語、規制物の取り扱い、使用または曝露時の予防手段、応急手当てである。 3. SDS WHMISの規制によるSDSは、Hazardous Products Regulations (HPR)に基づき、危険有害性成分、取り扱いに関する情報、製品情報、物性データ、火災・爆発危険、反応性データ、有害性、予防手段、応急措置等16項目の構成となっており、GHSに対応している。SDSは	危険有害性製品法 (Hazardous Products Act: カナダ版GHS) 2023/1/14改定 (2023/2/23施行) 危険有害性製品規則 (Hazardous Products Regulations) 2022/12/15改定	△	○	環境情報専門委員会
611	Vietnam	ベトナムRoHS No.30/2011/TT-BCT	2011年「電気電子製品中の特定有害化学物質の許容濃度に関する暫定規則 (No.30/2011/TT-BCT)」公布。EU RoHS6物質規制と同等。 対象品目：(1) 大型家庭用電気製品 (2) 小型家庭用電気製品 (3) ITおよび遠隔通信機器（パソコン、プリンター、複写機など） (4) 民生用機器（ラジオ、テレビ、ビデオカメラなど）(5) 照明装置 (6) 電動工具（据付型の大型産業用工具を除く）(旋盤、フライス盤など) (7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器 (8) 自動測定機および自動販売機 2022年8月に改定規則案を公表 「電気電子製品中の特定有害化学物質の含有制限に関する技術規則」 EU RoHS10物質規制の規則と同等（4種のフタル酸が追加される） 制限の開始予定：2026年1月1日～ 対象品目：(1) 大型家庭用電気製品 (2) 小型家庭用電気製品 (3) ITおよび遠隔通信機器（パソコン、プリンター、複写機など） (4) 民生用機器（ラジオ、テレビ、ビデオカメラなど）(5) 照明装置 (6) 電動工具（据付型の大型産業用工具を除く）(旋盤、フライス盤など) (7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器 (8) 自動測定機および自動販売機	2011年の公布された規則では、半導体製造装置は対象外 2022年に公表された規則案では、以下の内容が追加となっている (1)制限対象物質に4種類のフタル酸エステルが追加 (2)対象カテゴリーが追加 (3)適合宣言書と適合マークの表示が必要	△	○	環境情報専門委員会
621	Malaysia	GHS CLASS規則 (2013 年労働安全衛生規則 (有害、化学品の分類、表示および安全性データシート)) Occupational Safety and Health (Classification, Labelling and Safety Data Sheet of Hazardous Chemicals) Regulations 2013	2013年10月11日に官報に掲載 目的：有害化学物質の供給者が供給する化学物質の危険性に関する十分な情報を確実に提供できるようにする 要求：有害化学物質の義務的な通知 製造業者または輸入業者は暦年ごとに年間1トン以上の量で輸入または共有される有害化学物質の在庫を作成する必要がある。このリストは翌年の3月31日までに労働安全衛生局に提出する。 化学品の製造業者、輸入業者、配合者、販売業者は業界行動規範 (IGOP) に従って、化学物質の分類、ラベル付け、包装、および安全データシートの編集が義務付けられている	GLASS規則の範囲：職場で使用するために供給される化学物質にのみ適用される。 以下には適用されない。 ・放射線物質・廃棄物・化粧品または医薬品・農業・研究開発に使用される化学物質 (5kg未満)、輸出前に輸送中の化学物質・放出を意図した化学物質を含まない物品	△	○	環境情報専門委員会
631	Thailand	タイ有害物質法 Hazardous Substance Control Act. HSCA	1992年4月7日から施行、2008年に改訂 ・有害化学品の製造／輸入／輸出／保有を規制。化学物質はその有害性レベルに応じて、第1種～第4種に分類、管理され、それぞれ申告、登録、GHS等に関わる義務が課せられている。 -第1種： 輸出入事前通知、生産、輸入、輸出及び所有(保管)可能。 -第2種： 輸出入事前通知、製品登録、届出。 生産、輸入、輸出及び所有(保管)可能。 -第3種： 輸出入事前通知、製品登録、許可。 生産、輸入、輸出及び所有(保管)可能。 -第4種： 生産、輸入、輸出及び所有(保管)を禁止。 ・使用目的毎に6つの局で化学物質を管理。 -工業用化学物質： 工場局(DIW) -殺虫剤及び農業用： 農業局(DOA) -家庭、保険医療、消費者用化学物質： 食品医薬品局(FDA) -その他、化学物質：畜産開発局(DLD)、水産局(DOF)、エネルギー事業局(DOEB)	・2013年に有害物質リストが公示、施行された リスト1 農業局が主管する有害物質 リスト2 水産局が主管する有害物質 リスト3 畜産振興局が主管する有害物質 リスト4 食品医薬品局が主管する有害物質 リスト5 工場局が主管する有害物質 リスト6 エネルギー事業局が主管する有害物質 -2022年12月21日、官報にて「工業省告示：仏暦2565年(2022年)有害物質リスト(第7版)」を公布。上記のリスト3、4、5に変更を追加。主な改正点として、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)および関連物質が新規で追加。 ・リスト5.6の有害物質通知スキームの改正：2022年6月27日に官報により告示 -2022年4月19日付の「リスト5.6の有害物質の製造または輸入の申告に関する工業省の通知(B.E. 2565 (2022))」が官報により告示。官報での告示から90日後に有効になり、これまで実施されていたリスト5.6物質の申告方法は廃止。通知により、有害物質の製造者または、有害物質および有害物質を含む混合物の輸入者は、すべての製品において、その物質の総量が1トンを超える場合には、この通知に添付されているWoOr./OrKo. 32 フォームに従って情報を申告。 -有害物質の総量は、1月1日から12月31日までの1年間で計算され、WoOr./OrKo. 32フォームにより翌年の6月30日までに報告。 -通知により、これまでは製品単位で行われていた申告が、物質または混合物中の物質の総量という物質単位での申告に変更。	×	○	環境情報専門委員会
632	Thailand	タイRoHS	2022年1月6日施行 【適用範囲】 本工業製品規格は付属書Aで規定する電気・電子機器を対象とする。付属書Aでは、以下の11グループの製品が、細目リストとともに掲載されている。 (1)大型家庭用電気製品、(2)小型家庭用電気製品、(3)情報および通信機器 (4)消費者用機器、(5)照明機器、(6)電気電子工具、(7)玩具、レジャーおよびスポーツ機器、(8)医療機器、(9)監視および制御機器（産業用の監視および制御機器を含む）、(10)自動販売機、(11)上記範囲に含まれないその他の電気電子機器 【適用除外】 a. 大型工業ツール(特別な用途で使用するために、運動する大型の機械、設備及び/又は構成要素を組立てるもので、専門家により所定の場所に恒久的に設置され、又は撤去され、製造工場又は研究・開発センターの専門家により使用及び保守されるツール) b. 設置・固定された大型機械(事前に所定の場所で恒久的に使用する目的を持ち、専門家により組立及び設置される、複数区分の大型の機器類の集合体)など 【有害物質の使用制限】 新しい電気・電子機器は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、ビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)及びフタル酸ジイソブチル(DIBP)を含まないこと。ただし均質素材中の重量百分率で0.1%以下(カドミウムについては0.01%以下)であれば、これらの有害物質が含まれていないと見なす。また、付属書Bで定める有害物質を使用する場合、適用除外とする。	なお、第3種有害物質については30日間、第4種有害物質には180日間の猶予期間が設けられている。 1. 設置・固定された大型機械は除外 2. 自主規格であり、適合は任意 3. 適合していることを説明する技術文書などの申請書類をタイの工業規格局 TISIに申請し認証されると、TIS認証マークを貼付することができる	×	○	環境情報専門委員会
641	Philippines	フィリピン共和国法律No.6969(有害物質及び有害・核廃棄物管理法)	1990年10月承認・施行。 フィリピンで製造、輸入、販売、使用されている全ての化学物質は、企業から環境天然資源省 (DENR:Department of Environment and Natural Resources)に報告され、フィリピン既存化学物質リスト(PIOCS:Philippine Inventory of Chemicals and Chemical Substances)に記載されている。リストに未収載の新規化学物質については、環境管理局 (EMB:Environmental Management Bureau)が実施する、製造前及び輸入前届出制度 (PMPIN:Pre-Manufacture and Pre-Importation Notification)に基づく審査を受ける必要がある。	1993年以降、不定期に化学品及び化学物質リストが追加、公表されている 以下に該当する新規化学物質は届出除外。 アーテクトル 天然物質 放射性物質や最終製品（フィリピンの方で規制されている殺生物、薬品、食品添加、化粧品）	×	○	環境情報専門委員会
642	Philippines	Rules and Procedures for the Implementation of the Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (GHS) in Preparation of Safety Data Sheet (SDS) and Labelling Requirements of Toxic Chemical Substances ((DAO) 2015-09) フィリピン環境天然資源省 (DENR) 行政命令2015-09号 化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) の実施のための安全性データシート作成および有害化学物質の表示要件に関する規則および手続き	2015年5月19日制定。 分類基準、ラベリング、安全データシート (SDS) に関するGHSの要求事項が、フィリピン国内で製造、輸入、販売、使用、保管および輸送されるすべての有害化学物質および混合物（ただし放射性物質は除く）に適用される。 すべての化学品生産業者、輸入業者、供給業者と販売業者は、許可証申請と通関の場合、SDS及び相応のラベルを提出する必要がある。 生産業者、輸入業者、供給業者と販売業者は、5年おきに又は製品が変更されるたびに、SDSの最新版をDENR-EMBに提出する義務付けられている。		×	○	環境情報専門委員会

No	地域	法律	目的/要求事項	特記事項	4	緊急度	担当委員会
651	India	e-waste規則(2022年廃電気電子機器(管理)規則)	1)2022年11月2日、「2022年廃電気電子機器(管理)規則(E-Waste (Management) Rules, 2022)」を公布した。施行は2023年4月1日。本規則は、現行の「2016年廃電気電子機器(管理)規則」に置き換わるものである。 対象:IT・情報通信機器や消費者向け電気電子機器及びそれらのコンポーネントまたは消耗品または部品またはスベアパーツ。 2)2024年3月8日、上記規則を一部改正する「2024年廃電気電子機器(管理)規則(E-Waste (Management) Amendment Rules, 2024)」が公布された(即時施行)。	1)の改正ポイント 大型・小型電気電子機器や電気・電子工具、医療機器などを新たに対象製品に加えている。また、リサイクル目標値が2027年度以降80%に引き上げられており、拡大生産者責任(EPR)証書の発行・取引によるEPR義務の履行、不遵守の場合の環境補償金の賦課制度が規定されている。一方、本規則では生産者責任組織(PRO)およびゴミ箱マーク表示義務の規定が削除されている。 2)の改正ポイント ①解体業者の定義変更(認可に関する要件の撤廃)(第3条) ②中央政府に対する権限付与(製造業者やリサイクル業者等からの申告書や報告書提出期限の緩和)(第9条) ③拡大生産者責任(EPR)証書取引の最高/最低価格の決定(第15条)	△	○	環境情報専門委員会
652	India	インドREACH(化学品(管理および安全)規則CMSR)	インドで生産、輸入又は上市された物質、混合物、物品に含まれる物質及び中間体を管理するため、1986年環境保護法に沿って作成。 <概要> スケジュールIIに記載されている物質を年間1トンを超えて輸入する場合は、届出が必要。又届出された内容については、各暦年の終わりから30日以内に更新が必要。別表VIに記載されている物質については、登録も必要。 ※対象は、化学物質単体、混合物であり、成形品中の化学物質については言及していない。 <適用> インド領内で製造、輸入、配置、または配置することを意図したすべての物質、混合物中の物質、中間体 <適用除外> 本規則は、以下の項目に該当する物質には適用されない。 ・放射性物質; ・税関監督下にあり、インド領内に置かれていない物質; ・再輸出を目的として免税地域に保管されている物質; ・有害廃棄物管理規則2016で定義されている廃棄物; ・国防目的で使用する物質; ・人体または動物が必要とする栄養素などを含む、人体または動物の食品または餌として使用される物質; ・別表IVに記載されている物質。	2020年8月24日ドラフト版公開。2024/11月時点では正式に公布されていない。 既存の化学物質規制に関する別個の規則である「有害化学物質の製造、貯蔵および輸入に関する規則」(1989年)および「化学物質事故(緊急計画、準備、および対応)に関する規則」(1996年)も本規則に統合される見込み。	×	×	環境情報専門委員会
701	Japan	水銀による環境の汚染の防止に関する法律	水銀による環境の汚染を防止するため、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置を講ずる。 (日本国では2017年8月16日施行) 1. 水銀等による環境汚染防止の計画を策定 2. 水銀鉱の掘採を禁止 3. 特定の水銀使用製品で、許可を得た場合を除き製造を禁止し、部品としての使用を制限する等の所要の措置 4. 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止 5. 水銀等を使用する方法による金の採取を禁止 6. 水銀等の貯蔵に係る指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対し定期的な報告を求める。 7. 水銀含有再生資源の管理に係る指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対し定期的な報告を求める。 8. その他罰則等所要の整備。	特定水銀使用製品の規制開始日 1. 電池 ボタン電池であるアルカリマンガン電池 2020年12月31日 上記以外の電池 2018年1月1日 2. スイッチ及びリレー 2020年12月31日 3. 一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び電球形蛍光ランプ(発光管1本当たりの水銀含有量5mgを超え、定格消費電力30W以下のものに限る) 2018年1月1日 4. 一般照明用の直管形蛍光ランプ(1個当たり水銀含有量5mgを超え、定格消費電力60W未満で三波長形蛍光体を用いたものなど条件あり) 2018年1月1日 5. 一般照明用高圧水銀ランプ 2020年12月31日 6. 電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(条件あり) 2018年1月1日 7. 化粧品 2018年1月1日 8. 動植物またはウィルスの防除に用いられる薬剤 2018年1月1日 9. 気圧計 2020年12月31日 10. 湿度計 2020年12月31日 11. 圧力計 2020年12月31日 12. 温度計 2020年12月31日 13. 血圧計 2020年12月31日 14. 脈波検査用器具に用いられるひずみゲージ 2025年1月1日 15. 真空ポンプ 2025年1月1日 16. 車輪の重量の均衡を保つために車輪に装着して用いられるおもり 2025年1月1日 17. 写真フィルム及び印画紙 2025年1月1日 18. 宇宙飛行体(人工衛星を含む。)に用いられる推進薬 2025年1月1日 特定水銀使用製品の詳細は下記を参照のこと https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/seihin.html	○	○	環境情報専門委員会
702	Japan	(Fガス規制) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)	(概要) 「オゾン層保護法」に基づき、「特定フロン(HCFC)」の製造・輸入を規制し、オゾン層破壊効果のない「代替フロン」への転換を図ってきた。モントリオール議定書が2016年10月ルワンダのキガリにて「代替フロン」にも温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が果たされることとなった。 (日本が遵守しなければならない生産量及び消費量) 2019年1月1日～生産量:45036349 消費量:64364138(削減率10%) 2024年1月1日～生産量:30024232 消費量:42909425(削減率40%) 2029年1月1日～生産量:15012116 消費量:21454712(削減率70%) 2034年1月1日～生産量:10008077 消費量:14303141(削減率80%) 2036年1月1日～生産量:7506058 消費量:10727356(削減率85%) 単位:GWPトン(実重量[トン]に地球温暖化係数を乗じた数量) (代替フロンの製造及び輸入について) ・製造しようとするものは経済産業大臣の許可を受けなければならない。輸入しようとするものは経済産業大臣の承認を受けなければならない。	規制対象となる代替フロン:カッコ内はGWP地球温暖化係数 HFC-134(1100) HFC-134a(1430) HFC-143(353) HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(794) HFC-227ea(3220) HFC-236cb(1340) HFC-236ea(1370) HFC-236fa(9810) HFC-245ca(693) HFC-43-10mee(1640) HFC-32(675) HFC-125(3500) HFC-143a(4470) HFC-41(92) HFC-152(53) HFC-152a(124) HFC-23(14800) 【参考:経産省 半導体製造用HFC ガイドンス】 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_ozone_scm.html	△	○	環境情報専門委員会
801	Singapole	(Fガス規制) HFC規制	2018年11月22日、シンガポール環境庁(NEA)は市民防衛庁(SCDF)と共同で、ハイドロフルオロカーボン(HFC)類の輸入規制に関する案内文書(以下、「本文書」)を発行した。2019年1月1日以降、NEAは環境保護管理法(EPMA)の下で18種類のHFC(混合物を含む)を規制する。 概要は ・規制対象となる18種類のHFC(本文書の附属文書A参照)を輸出入する企業は、その輸出入を行う前に、NEAが発行する有害物質の取扱ライセンスを取得しなければならない。規制対象には、これらのHFCの混合物が含まれる。 ・ライセンスの申請は、申請用サイト(https://licence1.business.gov.sg)を通じて、NEAにオンラインで提出する。 ・上記の有害物質の取り扱いライセンスに加えて、SCDFとNEAが共同で規制する以下の5種類の可燃性HFCを輸入する企業は、SCDFが発行する輸入ライセンスを取得しなければならない。また、これらの可燃性HFCを、SCDFが規定する上限量(附属文書B参照)を超えて保管/輸送する企業も、SCDFの保管および輸送ライセンスを取得しなければならない。 i.ジフルオロエタン(HFC-152a) ii.ジフルオロメタン(HFC-32) iii.フッ化メチル(フルオロメタン)(HFC-41) iv.1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(ペンタフルオロプロタン)(HFC-365mfc) v.1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a) ・2019年1月1日以降、上記のHFCの取り扱いに関するライセンスの申請は、本文書の附属文書A～Cに記載されたNEA/SCDFの製品コードを使用して行う。 ・1,1-ジフルオロエチレン(HFC-1132a)は、2016年10月14日以降、NEAとSCDFの双方による規制を受けていたが、2019年1月1日以降は、SCDFの製品コードのみを使用して輸入ライセンスを申請すればよい。 シンガポール環境庁(NEA)と持続可能性環境省(MSE)は2022年6月9日、シンガポールがモントリオール議定書のキガリ改正を批准。キガリ改正に基づき、シンガポールは以下のスケジュールに従って基準値からHFCsの消費量を段階的に削減の義務。	規制対象となる18種類のHFC) 1.HFC-32 2.HFC-41 3.HFC-143a 4.HFC-152a 5.HFC-365mfc 6.HFC-23 7.HFC-134 8.HFC-143 9.HFC-152 10.HFC-125 11.HFC-134a 12.HFC-227ea 13.HFC-236cb 14.HFC-236ea 15.HFC-236fa 16.HFC-245ca 17.HFC-245fa 18.HFC-4310mee 基準値は2020～2022年のHFCs消費量の平均+HCFCの基準値×65% 2024年凍結 2029年10%削減 2035年30%削減 2040年50%削減 2045年80%削減	△	○	環境情報専門委員会
802	Singapore	環境保護管理法 (Environmental Protection and Management Act (EPMA)) 環境保護管理(有害物質)規則(下位規則) (Environmental Protection and Management (Hazardous Substances) Regulations (EPM (HS) Regs))	・環境保護管理法(EPMA)は、幅広い環境保護を目的とし、シンガポール環境庁(National Environment Agency (NEA))から公布された。 下位規則の環境保護管理(有害物質)規則(EPM (HS) Regs)により、有害物質の規制が行われ、対象の有害物質は、別表2/パートIで除外規定とともに定められる。 ・2016年6月1日の改正で、EU RoHSの6物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)が同じ許容濃度で別表2/パートIに追加され、シンガポールRoHSとして2017年6月1日から施行。 シンガポールRoHSは単独法ではなく、EPMAの別表2に追加される形となっている。 対象製品は、エアコン、薄型テレビ、携帯電話、タブレット、ポータブルコンピュータ、冷蔵庫、洗濯機の7製品(中古などの対象外製品有り)。 EU RoHSとはほぼ同じ適用除外がある。 以下、その後の主な改正の概要 ・2017年12月29日の改正で、SCCP、ポリ塩化ナフタレン等の3物質が追加され、2018年6月30日から施行。 ・2017年12月29日の改正で、水俣条約対応としてCCFL、蛍光灯、高圧水銀蒸気ランプ、スイッチ等の水銀が追加され、2020年1月1日から施行。 ・2018年6月1日の改正で、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)が追加され、2019年1月1日から施行。 ・2019年7月12日の改正で、POPs条約等の対応としてPFOA、PFHxS等の10物質が追加され、2020年2月12日から施行。 ・2022年5月31日の改正で、デクロランプラス、UV328等の5物質が追加され、2023年3月1日から施行。禁止日が2025年3月26日に延期。	・2022年11月4日、シンガポール環境庁(NEA)は、環境保護管理法(EPMA)とその下位規則である環境保護管理(有害物質)規則(EPM (HS) Regs)に基づき、26の化学品をEPMAで定義した有害物質に指定することについて、WTO/TBT通報(G/TBT/N/SGP/66)を行った。 ・2024年10月30日、シンガポール環境庁(NEA)は、環境保護管理法(EPMA)とその下位規則である環境保護管理(有害物質)規則(EPM (HS) Regs)に基づき、2物質および9製品を追加する規制案をWTO/TBT通報(G/TBT/N/SGP/74)を行った。	△	○	環境情報専門委員会
803	Singapore	GHS 危険化学品及び危険物品に関わる 危害情報伝達に関する標準 Specification for Hazard communication for hazardous chemicals and dangerous goods (SS 586)	GHSにおける化学物質の有害性危険情報を明記。3つのパートにて構成 パート1:危険物質の輸送と保管 SS 586-1:2021 パート2:シンガポールにおける化学物質の分類および表示に関する世界調和システム SS 586-2:2022+C1:2024 パート3:安全データシート(SDS)の準備 SS 586-3:2022	パート2:本改訂においてラベルとトレーニングの要求強化、新しい物理的有害物質の分類である純性化爆発物が追加され、化学品用の小さな容器にラベルを付ける方法を説明するための新しい付属Bが追加された。 2024年7月、13ページTable9および14ページTable10の注1が「≥ 0.1%」を「≥ 1.0%」に訂正された。 パート3:現行からの大きな変更はないが、GHS第7版に基づきSDS要求のサンプルが更新される。化学物質の経験的データ特定するためのガイダンスを提供のため、新たな付属書Dが追加された。	○	△	環境情報専門委員会